

仙台市いじめの防止等に関する条例（平成 31 年 3 月 12 日仙台市条例第 28 号）

（関係部分を抜粋）

第四節 仙台市いじめ防止等対策検証会議

（設置）

第五十一条 市長及び教育委員会が講ずるいじめの防止等のための対策について検証し、及び検討を加えることにより、いじめの防止等のための対策の効果的な推進を図るため、仙台市いじめ防止等対策検証会議（以下この節において「検証会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第五十二条 検証会議は、市長及び教育委員会が講ずるいじめの防止等のための対策について検証し、及び検討を加える。

（報告等）

第五十三条 検証会議は、毎年度、前条の規定による検証及び検討の結果を、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を公表するものとする。

3 市長及び教育委員会は、第一項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、いじめの防止等のための対策の見直しを行うものとする。

（専門委員会の組織等の規定の準用）

第五十四条 第四十条、第四十一条、第四十三条及び第四十六条の規定は、検証会議について準用する。この場合において、第四十条第一項中「十人」とあるのは「五人」と、同条第二項中「教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者」とあるのは「いじめ及びその対策に関連する専門的な知識及び経験を有する者その他市長が必要と認める者」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と、第四十一条（見出しを含む。）、第四十三条第一項、第四項及び第五項並びに第四十六条中「委員長」とあるのは「会長」と、第四十一条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「副委員長」とあるのは「副会長」と、第四十三条第二項及び第三項中「委員及び議事に関係のある特別委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

※以下、第五十四条を読み替えたもの

（組織）

第四十条 検証会議は、委員五人以内をもって組織する。

2 委員は、いじめ及びその対策に関連する専門的な知識及び経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第四十一条 検証会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、検証会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第四十三条 会長は、検証会議を招集し、その議長となる。

2 検証会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 検証会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

5 前項に定めるもののほか、会長は、必要があると認めるときは、検証会議の議事の対象となる事項に関し識見を有する者に対し、必要な協力を依頼することができる。

（委任）

第四十六条 この節に定めるもののほか、検証会議の運営に関し必要な事項は、会長が検証会議に諮って定める。

附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱（平成9年3月19日市長決裁）  
（関係部分を抜粋）

（定義）

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

2 この要綱において「協議会等」とは、有識者等の意見を聴き、行政運営に反映させることを主な目的として、規則、要綱等により本市が設置するものをいう。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 職員の研修、教育を主たる活動内容として設置されるもの
- (2) 広聴を主たる活動内容として設置されるもの
- (3) 関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- (4) 個人や団体の表彰に係る審査を主たる活動内容として設置されるもの
- (5) イベントの実施や啓発等を主たる活動内容として設置されるもの
- (6) 委員が市職員のみで構成されるもの

（附属機関等の設置等）

第3条 新たに附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）を設置しようとする場合には、既存の附属機関等の所掌事務の拡大などその活用を図ることにより、最小限の設置にとどめるものとする。

2 （略）

3 （略）

（附属機関等の運営等）

第4条 附属機関等の運営については、次の事項に留意し、適正かつ効率的にこれを行うものとする。

- (1) 会議資料は、開催前に委員に配付するよう努めること
- (2) 会議の公開・非公開は、当該附属機関等において決定すること。この場合において、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。
  - ア 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第7条各号に掲げる情報を扱う場合
  - イ その他非公開とすることに相当の理由がある場合
- (3) 特別の事情により作成が不要又は困難な場合を除き、議事録を作成すること。この場合において、次の事項に留意して事務の簡素化及び適正化を図ること
  - ア 議事録には、会議の経過及びその結果の要点を簡明に記載すること
  - イ 議事録の作成手続には、会議録署名委員制度（委員全員の署名に代えて署名する委員をあらかじめ指定する制度）等を採用すること

仙台市情報公開条例（平成 12 年 12 月 15 日仙台市条例第 80 号）  
（関係部分を抜粋）

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- 一 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報
- 二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員をいう。以下同じ。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員（国家公務員である者を除く。）、地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
  - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 四 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- 五 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交

換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(平一四、一〇・平一六、三・改正)